

**令和6(2024)年度～令和 10(2028)年度
第4次**

伊那市障害者計画

**令和6(2024)年3月
長野県 伊那市**

はじめに

伊那市では、平成 31（2019）年 3 月に「誰もが認め合い 地域の一員として等しく参加でき 自分らしく安心して暮らすことのできるまち」を基本理念とする「第 3 次伊那市障害者計画」を策定し、障害福祉施策の推進に努めてまいりました。

この間、国においては「障害者総合支援法」や「児童福祉法」の改正、合理的配慮の提供を民間事業者にも義務付ける「障害者差別解消法」の改正、その他にも障害者の社会参加やアクセシビリティの向上等を目的とした法律等の制定により、様々な取り組みが進められてきました。

地域では、障害者自身や保護者家族の高齢化、障害の重度・重複化などの環境の変化が進行しており、それらへの対応が課題となっている中、障害者施策推進協議会委員によるご意見をいただきながら見直しを行い、その成果として、「誰もが認め合い お互いに支え合い 自分らしく安心して暮らすことのできるまち」を基本理念に、基本施策を体系化した「第 4 次伊那市障害者計画」策定しました。

この計画を踏まえ、上位計画であり「ともに寄り添い、支え合い、安心な暮らしを築き輝く地域社会」をめざす「伊那市地域福祉計画」と軌を一にし、先述した基本理念に基づく地域づくりを進めてまいります。

伊那市の市民がひとりでも多く、伊那に暮らし続けることを選択していただけるよう、「なによりも福祉、なんといっても福祉」という思いを胸に、誰一人取り残すことなく光を届けるべく、全力で取り組んでまいりますので、今後とも関係者の皆様、そして地域の皆様のいっそうのご支援とご協力を心からお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心に協議をいただいた伊那市障害者施策推進協議会委員の皆様をはじめ、各関係機関の皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました皆様に厚く感謝を申し上げます。

令和 6（2024）年 3 月

伊那市長 白 鳥 孝

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	基本理念	4
5	計画の体系	5

第2章 計画の推進

1	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	6
2	安全・安心な生活環境の整備	8
3	意思疎通支援の充実	11
4	防災、防犯等の推進	12
5	行政等における配慮の充実	14
6	保健・医療の充実	16
7	自立した生活の支援・意思決定支援の推進	18
8	障害のある子どもに対する支援の充実	20
9	雇用・就業、経済的自立の支援	22
10	文化芸術活動、スポーツ等の振興	24

第3章 具体的な目標

達成目標	25
------	----

第4章 資料

1	伊那市の障害者の状況	26
2	伊那市障害者施策推進協議会要綱	31
3	伊那市障害者施策推進協議会委員名簿	32

(注)「障害」の表記について

伊那市では、「障害」の表記を、第1次計画では「障がい」、第2、3次計画では「障害」としてきました。第3次の計画策定時に、障害者施策推進協議会において「障害」の表記を協議した結果、社会にある多くの障害物や障壁こそが障害者をつくり出す要因であり、これらを改善又は解消することが必要であるという考えを基本に、伊那市では「障害」の表記を漢字で統一していることから、この計画は今後も「障害」と統一して表記することとします。(固有名詞は除く)

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

国は令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」を策定し、すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの「障害者基本法」の理念を具体化する障害者施策を打ち出しています。

基本計画においては、我が国がめざすべき社会を、すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会とすることを掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向等を規定し、共生社会の実現に向けた、障害者の自立と社会参加のための施策が示されています。

伊那市では、平成31（2019）年3月に「伊那市障害者計画（第3次）」を策定し、障害者施策の推進を図ってまいりましたが、令和5（2023）年度をもって終了することから、これまでの施策の成果や課題等を踏まえて、令和6（2024）年度からの新たな「伊那市障害者計画」を策定することとしました。

障害者計画の役割・根拠

障害者基本法より抜粋

（障害者基本計画等）

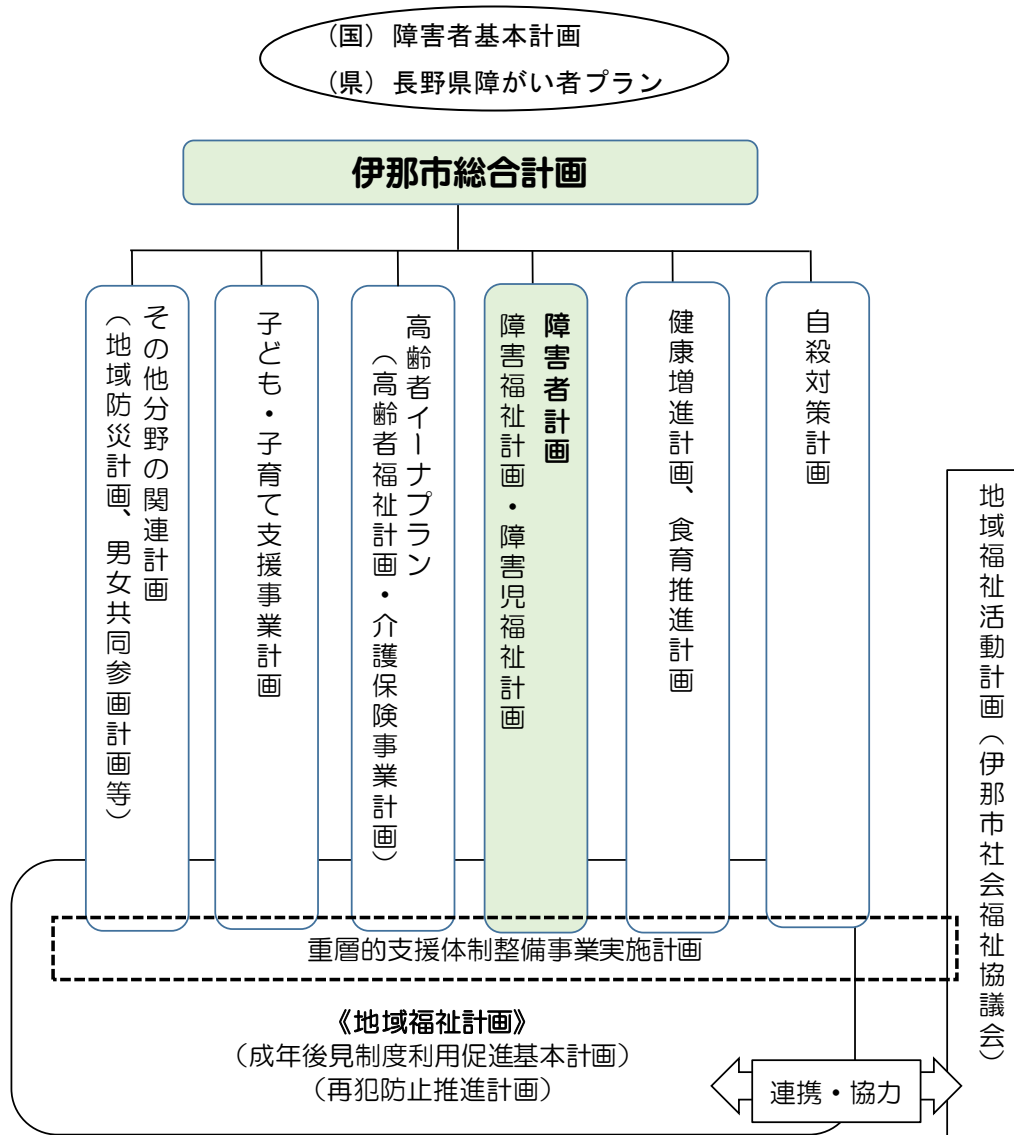
第11条

- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、地方障害者施策推進協議会を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 8 第二項又は第三項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置づけ、本市における障害福祉施策の基本的な方向や目標を総合的に定めたものです。

本計画は、国の「障害者基本計画」、「長野県障がい者プラン」等の内容を踏まえるとともに、「伊那市総合計画」を上位計画とし、他の福祉関係計画との整合及び調整を図りながら策定しました。



※**障害福祉計画及び障害児福祉計画**：障害者計画を推進するための福祉サービスの種類、見込量及びその確保等を定める計画

※**地域福祉計画**：地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や体制等について目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするもの

※**重層的支援体制整備事業実施計画**：地域共生社会の実現に向けて、相談を断らず受け止め、つながり続ける伴走支援体制を構築することを目的に、「対象の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する計画

3 計画の期間

計画の期間は、伊那市総合計画の基本計画の期間に合わせ「5か年計画」で、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までとなります。ただし、社会情勢の変化に対応するため、3年をめどに見直しを行います。

関連計画	年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
◆総合計画													
	基本構想			10か年(2019～2028)									
	(第1次)			(第2次)									
	基本計画			5か年(2019～2023)					5か年(2024～2028)				
				第1期後期					第2次前期				
				第2次後期									
◆地域福祉計画													
				5か年(2019～2023)					5か年(2024～2028)				
	(第2次)			(第3次)					(第4次)				
◆高齢者イーナプラン (高齢者福祉計画・介護保険事業計画)													
				3か年(2018～2020)			3か年(2021～2023)			3か年(2024～2026)			
	(第6期)			(第7期)			(第8期)			(第9期)			
◆障害者計画													
				5か年(2019～2023)					5か年(2024～2028)				
	(第2次)			(第3次)					(第4次)				
◆障害福祉計画・障害児福祉計画													
				3か年(2018～2020)			3か年(2021～2023)			3か年(2024～2026)			
	(第4期)			(第5期)			(第6期)			(第7期)			
				(障害児第1期)			(障害児第2期)			(障害児第3期)			
◆子ども・子育て支援事業計画													
				5か年(2015～2019)					5か年(2020～2024)				
	(第1次)			(第2次)									
◆健康増進計画 (食育推進計画含む)													
				6か年(2018～2023)					6か年(2024～2029)				
	(第2次)			(第3次)					(第4次)				
◆自殺対策計画													
				5か年(2019～2023)					6か年(2024～2029)				
				(第1次)					(第2次)				
◆重層的支援体制整備事業実施計画									毎年度見直し(2022～)				
◆成年後見制度利用促進基本計画 (地域福祉計画に包含)													
				5か年(2019～2023)					5か年(2024～2028)				
				(第1次)					(第2次)				
◆再犯防止推進計画 (地域福祉計画に包含)													
									5か年(2024～2028)				
									(第1次)				
◆地域福祉活動計画 (社会福祉協議会)													
				5か年(2019～2023)					5か年(2024～2028)				
	(第2次)			(第3次)					(第4次)				

※表中の年度の表記（4桁の数字）は、すべて西暦

4 基本理念

(1) 国

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

(第5次「障害者基本計画」)

(2) 長野県

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し、つながり、支え合い、活かし合う「誰にでも居場所と出番があり生きる喜びを感じられる長野県」を目指します。

(「長野県障がい者プラン 2024」)

(3) 伊那市

誰もが認め合い お互いに支え合い

自分らしく安心して暮らすことのできるまち

5 計画の体系

〔基本理念〕

誰もが認め合い
自分らしく安心して暮らすことのできるまち
お互いに支え合い

〔基本施策〕

- 1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- 2 安全・安心な生活環境の整備
- 3 意思疎通支援の充実
- 4 防災、防犯等の推進
- 5 行政等における配慮の充実
- 6 保健・医療の充実
- 7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- 8 障害のある子どもに対する支援の充実
- 9 雇用・就業、経済的自立の支援
- 10 文化芸術活動、スポーツ等の振興

第2章 施策の推進

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

現状と課題

- 障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮が不足しているために暮らしにくさを感じたりする等、依然として障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況があります。
- 障害者の地域生活移行*が進む中、判断能力が十分でない障害者には、福祉サービスの利用をはじめとする契約手続や財産管理等、成年後見制度*等を活用した支援を進めていく必要があります。
- 障害者への虐待（身体的、性的、心理的、経済的、放棄、放任）に対し関係機関と連携・協力し、虐待防止等のための体制づくりを進めていく必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
1-1	障害者差別解消法*に基づき、障害を理由とする差別解消の推進に取り組みます。	社会福祉課
1-2	成年後見制度に関する広報・啓発活動を行うとともに、権利擁護施策を担当する「中核機関」を設置し、「上伊那成年後見センター*」の体制の強化・支援をします。	福祉相談課 社会福祉課 社会福祉協議会
1-3	成年後見の担い手不足が懸念されることから、市民後見人の育成および受任可能な専門職への支援、上伊那成年後見センターの体制を強化・支援していきます。	福祉相談課 社会福祉課 社会福祉協議会
1-4	「日常生活自立支援事業*」を実施する社会福祉協議会に対して、引き続き必要な指導・支援を行います。	福祉相談課 社会福祉協議会
1-5	「伊那市障害者虐待防止センター*」において、障害者の虐待防止に関する広報・啓発活動を行うとともに、障害者虐待の防止及び養護者に対する支援を行います。	福祉相談課 社会福祉課

※民間団体である社会福祉協議会は、市と連携して公益性の高い取組を行っていることから、取組の担当課に含めて記載しています。（以下同じ）

【用語解説】

* 地域生活移行

入所施設で生活する障害者や、治療の必要が乏しいにもかかわらず病院に長期入院している障害者が、自らの意思で、暮らしたいと望む地域に生活の場を移し、地域社会の一員として自分らしい暮らしを実現すること。

*** 成年後見制度**

認知症、知的障害、精神障害等の理由で判断能力が不十分になった人について、家庭裁判所が選任した後見人等が本人に代わって財産管理や契約締結等を行い、本人の権利を守る制度。本人の判断能力により、「後見」「保佐」「補助」に分類される法定後見と、判断能力が十分のうちに前もって後見人を決めておく任意後見がある。

*** 障害者差別解消法**

正式な法律名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」という。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定された。

令和 3 年に改正され、令和 6 年 4 月 1 日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化された。

*** 上伊那成年後見センター**

上伊那 8 市町村で共同設置し、伊那市社会福祉協議会に事務所を置く。成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、市町村担当者への助言、成年後見等申立の支援及び成年後見制度の普及・啓発等を総合的に行う。

*** 市民後見人**

一般市民による成年後見人。認知症や知的障害等で判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約等の法律行為を行う。

*** 日常生活自立支援事業**

判断能力が不十分な知的・精神障害者や高齢者に対して、社会福祉協議会が、契約により、各種福祉サービスの利用援助、日常生活の手続や金銭管理等を行う事業。

*** 障害者虐待防止センター**

平成 24 年 10 月施行の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）により、養護者・施設職員・職場の上司による身体的・心理的・性的・経済的虐待や放置といった障害者虐待の行為を発見した人は、市町村や都道府県に通報しなければならない。その対応窓口として各地方自治体に市町村障害者虐待防止センターや都道府県障害者権利擁護センターが設置され、市町村は家庭に立ち入り調査を行うことができる。

2 安全・安心な生活環境の整備

現状と課題

- 障害があっても、家庭や地域で自立した生活を送りたいと願う人が多くなっています。
- 障害者が地域の一員として充実した生活を送るため、移動が困難な障害者への外出支援の充実を図る必要があります。
- 障害者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を推進するため、障害者が安心して生活できる住環境の整備や、道路・公共建築物等のバリアフリー化等を推進するとともに、障害者に配慮したまちづくりを進めていく必要があります。
- 公的なサービスだけでは対応できない制度のはざまにある生活課題や、災害時における問題等の解決のため、ボランティアや市民活動への期待が高まっており、多様な形態のボランティア活動への支援が必要となってきました。
- 障害者等が地域において自立した生活をするために、地域福祉において重要な役割を担う民生委員・児童委員等、身近での相談窓口や地域の近隣住民等の理解と協力のもと、地域全体で支える体制づくりが必要です。

施策の方向

番号	施 策	担当課
2-1	障害者等の生活に配慮した公営住宅の整備を進めます。	管理課
2-2	「障害者に優しい住宅改良促進事業*」等により、自立生活の維持向上や介護負担の軽減に配慮した住宅改良等を支援します。	社会福祉課
2-3	障害者が地域で安心して生活できるよう、グループホーム等の整備について、事業所に働きかけます。	社会福祉課
2-4	障害の状態から移動に支障がある在宅の重度心身障害児者に「伊那市高齢者等暮らしいきいき応援券」を交付します。	社会福祉課
2-5	「自動車運転免許取得費補助事業」「自動車改造補助事業」を行います。	社会福祉課
2-6	単独での移動が困難な障害者等に対し、福祉有償運送を実施している団体を支援します。	福祉相談課
2-7	地区・地域社会福祉協議会*の協力により、ボランティア移送事業の拡充を図り、単身の高齢者等交通弱者の移動手段の確保に努めます。	福祉相談課 社会福祉協議会
2-8	車いすが通れる幅広い歩道*や視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）*等の整備に努めます。	建設課
2-9	地域公共交通等における障害者割引や福祉車両等の導入により、外出機会の創出を図ります。	企画政策課

2-10	長野県福祉のまちづくり条例*に関する啓発を県と進めるとともに、条例に規定される特定施設となる市有建築物については、基準に沿った整備に努めます。	都市整備課 社会福祉課
2-11	新たに建設・改修する施設については、計画段階から障害者の意見を聞く等、障害者に配慮した施設整備に努めます。また、学校・保育園・公民館や主要な公共的施設の整備にあたっては、障害者団体等の意見を聞くよう努めるとともに、施設の機能が維持されているか点検を行います。	施設担当課
2-12	ユニバーサルトイレ（ベビーシート、着替え用ステップ）等の整備に努めます。	生活環境課
2-13	道路の段差、建物の階段等は、障害者が利用しやすいよう、手すりの設置、スロープ化、段差の解消等の配慮に努めます。	建設課 都市整備課
2-14	障害者を含めた公園利用者が、安心かつ安全に公園を利用できるよう、都市公園施設長寿命化計画に基づき施設の修繕を行います。	都市整備課
2-15	障害者等用駐車場の適正利用や点字ブロック上の障害物、歩道上の看板等不法占拠物、放置自転車の撤去等、交通規範に関する意識の啓発に努めます。	社会福祉課 都市整備課 管理課 生活環境課
2-16	障害者団体の支援を行い、障害者団体への入会を勧めるとともに、障害者やその家族の社会参加の促進に取り組めます。	社会福祉課
2-17	障害者が孤立やひきこもり等の状況に至らないよう、地域での支え合い、見守り体制を強化します。	社会福祉課 福祉相談課 関係各課 社会福祉協議会
2-18	年齢別、障害の種別等の特性に基づいた交通安全教育の実施、街頭での安全指導の強化等により、交通安全意識の高揚と交通災害の防止に努めます。	生活環境課
2-19	ボランティアコーディネーター*等人材の育成、ボランティアの資質向上およびボランティア・市民活動団体（NPO*）のネットワーク化等を図り、障害者を支えるボランティア活動を支援します。	福祉相談課 社会福祉協議会
2-20	地区・地域社協、自治会等との連携により、地域における福祉活動等の充実を図り、住民が支え合う「お互い様」の地域づくりの促進に努めます。	社会福祉協議会

【用語解説】

* 障害者に優しい住宅改良促進事業

重度の身体障害者の日常生活の一部を自力で行えるよう、浴室、台所、便所、洗面所、玄関等を整備改善する場合に補助をする事業。

* 地区・地域社会福祉協議会

旧町村単位と旧伊那町区域のうち千世帯を超える区の計13地区に組織されており、地域社協と連携しながら地区内の福祉を推進している。

* 車いすが通れる幅広い歩道

伊那市では、やむを得ない場合を除いて、原則として幅員2m以上で整備する。

*** 視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）**

視覚障害者に対する誘導または段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されたブロックをいう。種類としては、移動の際の誘導を行うための平行線上の突起をつけた「線状ブロック」と、特定の場所を知らせたり警告したりするための点状突起をつけた「点状ブロック」がある。

*** 長野県福祉のまちづくり条例**

障害者等が安心して行動でき、社会に参加できるまちづくりのための施策等を整備することで、県民が共に生きる豊かな福祉社会の実現を目的とした県条例。

*** ボランティアコーディネーター**

市民が社会的な活動に参加することを促進し支える専門スタッフのこと。

*** N P O**

非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。

3 意思疎通支援の充実

現状と課題

- 情報の入手困難な障害者への情報提供の充実を図り、社会参加を促進する必要があります。
- 災害時に情報を入手しにくい障害者が情報を迅速かつ的確に入手できるよう、防災情報配信システムの整備や、防災・減災知識の普及、意識の高揚を図る必要があります。
- 障害者が犯罪や交通事故に遭った場合、警察や支援者等への通報や相談等に困難を伴うことから、障害者にわかりやすい情報伝達手段、コミュニケーション手段を充実させていく必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
3-1	手話奉仕員等*の養成や「声の市報」「点字市報」「点字図書」等の充実を図ります。	社会福祉課
3-2	手話通訳者*と要約筆記者*の派遣体制の充実に努めます。	社会福祉課
3-3	手話通訳者を福祉事務所に設置し、各種手続き等を支援します。	社会福祉課
3-4	避難所等へ手話通訳者、要約筆記者、ボランティア等を派遣できるよう、平常時から関係団体との連携に努めます。	社会福祉課
3-5	災害時に情報の入手・発信が困難な視覚障害者や聴覚障害者に対する情報伝達手段の整備・拡充に努めます。	危機管理課 社会福祉課
3-6	登録制メールや防災行政無線による防災・防犯情報等の提供を行うほか、防災アプリや各種SNSを活用した情報伝達手段の多様化を図ります。	危機管理課
3-7	聴覚・言語障害者の緊急時の通信手段として、「110番アプリシステム」や「Net119番（ネット119番）」等の周知を図ります。	社会福祉課

【用語解説】

* 手話奉仕員等

要約筆記奉仕員、朗読・点訳奉仕員等をいう。

* 手話通訳者

身体障害福祉の概要や手話通訳の役割・責務等につき理解ができ、手話通訳に必要な語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した者。

* 要約筆記者

主に中途失聴・難聴者等の意思伝達をノートやホワイトボードへ文字化し仲介する者で、規定の研修を修了した者。大会等の場においては講演内容等を頭上投影機（OHP）またはパソコン等を使用して文字化し仲介する。

4 防災、防犯等の推進

現状と課題

- 火災や地震、風水害等の災害が発生した場合、障害者が安全かつすみやかに安全確保できることが重要です。そのためには地域での助け合いが大切であり、日頃から地域住民や関係機関との連携・協力体制を整備する必要があります。
- 障害の様態により必要な支援が異なることから、災害時には障害の特性に応じた支援をしていく必要があります。
- 災害時における要配慮者*の把握と迅速な避難支援のため、避難行動要支援者*名簿の整備や保健福祉支援カードを兼ねた個別避難計画*への更新を含めた作成を進め、避難支援関係者と情報共有を行いながら、支援方法の具体化を図っていく必要があります。
- 個別避難計画の取り組みを地域や支援関係者と共有し、共助の取り組み（災害時住民支え合いマップ*）が継続的に実施される体制づくりを推進する必要があります。
- 障害者が安全・安心に生活することができるよう、防犯対策の推進や、交通事故・消費者被害等の防止を図る必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
4-1	伊那市地域防災計画における「要配慮者支援計画」に基づき、県、伊那市社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等と連携し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら防災体制の一層の充実を図ります。	危機管理課 社会福祉課
4-2	市や自主防災組織において、障害者向けの防災訓練・研修を企画・実施し、支援・受援の意識を醸成します。また、障害者施設等の防災対策支援を積極的に実施します。	危機管理課
4-3	通常の避難所では避難生活が困難な要配慮者のために、福祉避難所*の確保・拡充と備蓄品等の整備を進めます。	社会福祉課
4-4	災害時に支援を必要とする障害者については、本人の同意を得て避難行動要支援者名簿を整備するとともに、地域での共助、支援活動等に活用します。	社会福祉課 福祉相談課
4-5	地域住民の共助による支援ができるよう、「災害時住民支え合いマップ」の作成の支援を行います。	福祉相談課 社会福祉協議会
4-6	「避難行動要支援者マニュアル」及び「福祉避難所開設運営ガイドライン」の作成を行います。	社会福祉課 危機管理課
4-7	社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターや、福祉避難所の設置、運営について、被災時に機能できるように訓練及び研修等を行います。	福祉相談課 社会福祉協議会

4-8	地域の防犯協会や民生委員・児童委員、地区・地域社会福祉協議会等と連携し、自主防犯活動の活性化を図ります。	危機管理課
4-9	伊那市消費生活センターにおいて、障害者の消費者トラブルに関する情報の収集・発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行い、障害者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。	生活環境課

【用語解説】

* 要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者。

* 避難行動要支援者

災害時または災害の発生のおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

* 個別避難計画

要配慮者の住まいや特性を踏まえた具体的な避難方法、避難支援等の計画。

* 災害時住民支え合いマップ

災害時における避難過程において、災害時要援護者、支援者の所在地、避難所の場所、周辺に活用可能な社会資源や避難方法を表記した地図。

* 福祉避難所

大きな災害が起きた時に、支援の必要な人たちのうち、障害者等特別な配慮を必要とする人たちを受け入れる避難所。

5 行政等における配慮の充実

現状と課題

- 障害のある人を「特別な人」としてとらえるのではなく、一人の生活者として尊重されるように、障害に対する正しい理解や認識を深めていくことが重要です。
- 障害者の理解には広報活動とともに、福祉教育の充実や共同学習を通じた相互理解の推進を図ることも大切です。
- 障害者理解のために、ノーマライゼーション*の理念をもとに、すべての人を個人として尊重し、思いやりの心・助け合いの心を持って、共に生きる力を育てる教育を推進する必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
5-1	選挙投票所におけるバリアフリー化等、障害者や高齢者が投票しやすい環境づくりを進めます。	選挙管理委員会
5-2	保育園において、高齢者や学生、障害者等との交流を促進します。	子育て支援課
5-3	学校教育において、障害当事者との交流や、体験学習を通じた福祉教育を促進します。	学校教育課 社会福祉協議会
5-4	公民館活動等において、障害のある人と障害のない人が交流や学習できる講座、行事等の実施について検討します。	生涯学習課
5-5	障害に対する正しい理解の促進や差別のない環境づくりのため、幅広い年代層での福祉教育の推進に努めます。	社会福祉課 社会福祉協議会
5-6	「障害者週間*」「人権週間*」「長野県障害者福祉大会」等に合わせ、障害者の理解の促進を図るため、広報・啓発活動を行います。	社会福祉課
5-7	「ふれあい広場*」等を通じて、障害者の理解や交流を推進します。	社会福祉協議会
5-8	「市報いな」「ふくし伊那（社協報）」「公民館報」等を通じて、障害者の現状や課題を取り上げ、障害者に関する制度や施策の紹介を行います。	社会福祉課 生涯学習課 社会福祉協議会
5-9	新聞、テレビ、有線放送、ケーブルテレビ等の報道機関に障害者理解を高めるための情報を提供し、広報、啓発活動を行います。	社会福祉課 社会福祉協議会
5-10	障害者施設の行事への住民参加の呼びかけや、地域行事への障害者施設利用者の参加等日常的なふれあい活動を通じて、障害者と住民の交流を深め、障害者施設や障害者への理解を促進します。	社会福祉課 社会福祉協議会
5-11	障害者団体が開催する福祉制度の研修会や勉強会を支援します。	社会福祉課
5-12	地域社協における福祉やボランティアに関する研修会の開催を促進します。	社会福祉協議会
5-13	障害の特性や障害者に関する知識や理解を深めるため、民生委員・児童委員等の研修を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会

5-14	新規イベントの実施や一般市民向けの教室等の開催にあたっては、障害者が参加しやすいよう配慮します。	全課
5-15	外国籍障害者への支援として、外国語による案内の充実等について検討します。	社会福祉課

【用語解説】

* ノーマライゼーション

障害のある人を特別視するのではなく、「障害のある人もない人も、誰もが個人の尊厳を重んじられ、地域の中で同じように生活を送ることができる条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルである」という考え方、また、そのような社会づくりを推進すること。

* 障害者週間

日本国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間。（12月3日～12月9日）

* 人権週間

世界人権宣言の趣旨と重要性を広く日本国民に訴えかけるとともに、人権尊重思想の普及高揚を図るための週間。（12月4日～12月10日）

* ふれあい広場

世代や障害を超えたふれあいを通して、同じ地域で一緒に生きていく仲間であることを、参加者全員が実感・共感できる「市民の福祉のお祭り」。

6 保健・医療の充実

現状と課題

- 精神障害者とその家族が安心して地域で生活できるよう、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築が求められています。
- 妊娠、出産期や乳幼児期から高齢期に至るまで一貫した保健サービスを提供し、障害の予防・早期発見体制を充実していく必要があります。
- 疾病や障害を早期に発見し適切な治療を行うことにより、障害の予防、軽減を図ることが可能です。また、障害の原因として生活習慣病によるものも多く、その予防も重要となっています。
- 各種検診の受診を勧めるとともに、検診後の健康相談、健康教育を充実させ、保健・医療・福祉の連携を図り、健康づくりへの意識を高めていく必要があります。
- 障害の軽減を図り、障害者の自立を支援する医療・リハビリテーション体制を充実するため、関係機関との連携を深めていく必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
6-1	精神保健の取り組みや精神障害者を支援する取り組み等既存の仕組みを活用し、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。	健康推進課 社会福祉課 福祉相談課
6-2	精神障害者の社会的入院*を解消し、地域生活への移行を促進します。	社会福祉課
6-3	市報や有線放送、啓発チラシ等を通じ、精神保健予防の啓発に努めます。	健康推進課
6-4	「こころの相談」を開催し、心理・発達面からの支援の強化を図ります。	健康推進課
6-5	母子手帳交付時における妊婦相談や「産前学級」の充実を図ります。	健康推進課
6-6	乳幼児健康診査時に、公的医療機関の小児科医師の診察を行うとともに、発達チェック（発達課程における検査）における内容の充実を図ります。	健康推進課
6-7	継続管理が必要な乳幼児に対し、訪問指導等の充実を図ります。（訪問の前に産婦への連絡を早期に行います。）	健康推進課
6-8	市役所や各支所で行っている健康相談の充実を図ります。	健康推進課
6-9	歯科医師との連携の強化により、歯科診療対策（障害者歯科検診）の充実に努めます。	社会福祉課
6-10	医療機関との連絡を密にし、保健・医療の連携強化を図ることにより、障害の発生予防に努めます。	健康推進課
6-11	身体の障害を除去・軽減するための自立支援医療費（更生医療・育成医療）を給付します。	社会福祉課
6-12	障害者等の福祉医療制度の充実に努めます。	健康推進課

6-13	理学療法士*、作業療法士*、言語聴覚士*を必要に応じて配置することに努めます。	子育て支援課 福祉相談課 健康推進課 総務課
6-14	発達障害*等について、関係機関や相談支援事業所等と連携した支援体制の強化を図ります。	社会福祉課 健康推進課 子育て支援課 子ども相談室
6-15	脳血管障害等の後遺症として生じた高次脳機能障害*、若年脳損傷等について市民への理解啓発に努めます。	社会福祉課 健康推進課

【用語解説】

* 社会的入院

医学的には入院の必要がなく、在宅での療養が可能であるにもかかわらず、ケアの担い手がない等家庭の事情や引き取り拒否により、病院で生活をしている状態。

* 理学療法士（略称PT）

病気や事故等で身体的な機能障害がある人に対して、医師の指示のもとに、理学療法を行う人または資格。主な業務は、身体に障害のある人の基本的身体運動機能を、体操等の運動療法や温熱・水・光線・電気等を用いた物理療法によって改善・回復させ、社会生活への速やかな復帰を促すことであり、リハビリテーションのほか、福祉用具の選定や住宅改修、在宅ケア、生活習慣病の予防等の業務も含まれる。

* 作業療法士（略称 OT）

身体または精神に障害のある人に対して、医師の指示のもとに、作業療法を行う人または資格。患者の主体的な生活の獲得を図るため、家事等の日常生活活動や手芸・工芸・絵画・園芸といった作業活動を用いて諸機能の回復・維持・開発を促す。

* 言語聴覚士（略称ST）

音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者に、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人または資格。

* 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの（発達障害者支援法における定義 第二条より）と定義されている。

* 高次脳機能障害

脳の損傷により生じる認知機能の障害。事故による頭部外傷や脳血管障害等の脳の疾病、感染症や薬物・アルコールによる中毒等、様々な原因によって脳が損傷を受け、言語・思考・記憶・行為等の認知機能に生じる障害。

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

現状と課題

- 障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制の構築を図る必要があります。
- 障害者が家庭や地域で自立した生活を送るため、多様な保健・医療・福祉サービスを受けられるように、相談支援体制の充実を図る必要があります。
- 強度行動障害を有する者の支援ニーズの把握や、自立支援協議会等と連携した支援体制の整備を図る必要があります。
- ヤングケアラーを始めとする障害者の家族支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施し、必要な支援につないでいく必要があります。
- 障害者や家族が充実した地域生活を送るためにも、サービスの周知やサービス内容の充実が求められています。

施策の方向

番号	施策	担当課
7-1	障害者やその家族を対象とした個別支援を進めるために、上伊那圏域障がい者総合支援センター（きらりあ）、保健福祉事務所、障害者団体等と連携し、相談支援体制の充実に努めます。	社会福祉課 健康推進課
7-2	障害者等の相談に応じ、助言やサービス利用の連絡調整、サービス等利用計画の作成を行う相談支援専門員の資質向上及び人材の確保、相談支援事業所等への指導を行います。	社会福祉課
7-3	上伊那圏域における障害者施策の連絡調整を図るため、上伊那圏域地域自立支援協議会*の専門部会において課題を取り上げ、問題の解決に努めます。	社会福祉課
7-4	小中学校で実施している生活実態調査等により、ヤングケアラーの早期発見・対応に努めます。	子ども相談室
7-5	各種障害福祉サービス制度のわかりやすい周知と、適切なサービス利用の促進に努めます。	社会福祉課
7-6	障害者総合支援法において、障害福祉サービスの対象となった難病*患者等への適切な支援について周知を図ります。	社会福祉課
7-7	介護保険制度との整合性を図りながら、失われた身体機能を補完または代替する補装具*の支給や、移動・移乗支援用具、入浴補助用具等の日常生活用具*を給付・貸与します。	社会福祉課
7-8	身体障害者補助犬*（盲導犬、聴導犬、介助犬）に関する広報、啓発を行うとともに、利用者に対して飼育管理費を助成します。	社会福祉課
7-9	I o Tデバイス*やコミュニケーションロボット等の導入により、孤独の解消を図ります。	企画政策課

【用語解説】

* 地域自立支援協議会

市町村が、相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

* 難病

特定の疾患群を指す用語ではなく、①原因不明、治療方法未確立で後遺症を残す恐れのない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家族の負担や精神的な負担の大きい疾病をいう。

* 補装具

身体障害者の身体の一部の欠損または機能の障害を補い、日常生活や職業生活を容易にするため用いられる器具の総称で、主なものとして、義肢、装具、補聴器、車いす等がある。

* 日常生活用具

在宅の重度障害者等の日常生活の利便を図るため給付・貸与される用具の総称。特殊寝台、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用通信装置等がある。

* 身体障害者補助犬

視覚、聴覚、肢体に障害のある人の日常生活をそれぞれに支える盲導犬、聴導犬、介護犬の総称。「身体障害者補助犬法」では、身体障害者が公共的施設、公共交通機関等を利用する場合において、身体障害者補助犬を同伴することができること等を定めている。

* I o T デバイス

機器同士やローカルのネットワーク、またはインターネットで接続し、情報や制御のやりとりをする、I o T（モノのインターネット）における「モノ」にあたる。スマートフォンやタブレットをはじめ、それらによってリモート操作される家電や照明、空調機器、スマートウォッチ等もI o Tデバイス。

8 障害がある子どもに対する支援の充実

現状と課題

- 発達障害児を含む障害者が年々増加傾向にある中、乳幼児期から思春期までの早期発見・早期療育*と、思春期以降の社会適応力が課題となっています。
- 医療的ケア児やその家族の支援には、医療、福祉、保健、子育て、教育等の多職種連携が必要なため、医療的ケア児等コーディネーターの設置が必要です。
- 集団適応力の向上を図り、二次障害を予防し、社会的に自立して生きていけるよう、地域住民や家族を含む保健・医療・福祉・教育等の連携により、発達障害児者への一貫した支援体制を整備していく必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
8-1	1歳6カ月・2歳・3歳児健康診査で発見された経過観察を要する幼児を対象とした「遊びの教室」の内容の充実を図ります。	健康推進課
8-2	市で実施する「発達相談」や「療育相談」を充実するとともに、他の関係機関で実施する療育相談の活用を図ります。	健康推進課 子育て支援課 子ども相談室
8-3	児童発達支援センター「小鳩園」の機能の周知を図り、早期相談・早期療育を更に充実させ、保育園等の連携とサポートの強化、学校との連携と相談体制の充実に努めます。	子育て支援課
8-4	子どもの相談窓口体制の充実を図り、要保護児童家庭や発達障害のある児童については各関係機関と連携した支援を行います。	子育て支援課 子ども相談室 福祉相談課
8-5	支援の必要な子どもについて、乳幼児期から思春期まで切れ目のない適切な支援が継続できるよう、成長ダイアリーを作成します。	子ども相談室 健康推進課
8-6	学童期の療育の充実を図ります。	子育て支援課
8-7	上伊那圏域地域自立支援協議会のこども・若者部会により、総合的な療育体制の確立を促進します。	社会福祉課 子育て支援課 子ども相談室
8-8	医療的ケア児等コーディネーターの設置に努めます。	子ども相談室 子育て支援課 健康推進課 学校教育課 社会福祉課
8-9	就学後につまづきそうな年長児等、学齢期の発達相談のニーズの把握に努めます。	子育て支援課
8-10	保育園において、障害のある園児と、障害のない園児との混合保育を進めます。	子育て支援課
8-11	保育園、小・中学校と伊那養護学校との交流教育を推進します。平成25年度に導入した「副学籍*」制度を活用し、交流教育、共同学習の取り組みを充実させます。併せて、副学籍校児童・生徒、保護者が障害についての理解を深めるよう啓発に努めます。	学校教育課 子育て支援課

8-12	小・中学校の特別支援学級等において、心身に障害のある児童・生徒の発達段階や特性に応じた教育を行います。	学校教育課
8-13	障害児の小・中学校への受入について、その特性に配慮するよう努めるとともに、教職員の増員を県へ要望していきます。また、児童生徒の自立を支援するため、市独自に特別支援教育支援員を配置します。	学校教育課
8-14	スクールカウンセラー*、子どもと親の相談員等を小中学校へ配置し、障害のある児童・生徒、その保護者への支援充実を図ります。	学校教育課
8-15	思春期における心の問題等早期の対応が必要な人に、学校医や養護教諭、スクールカウンセラー等が連携して医療機関等の情報提供を行います。	学校教育課
8-16	教育支援委員会による専門的な就学相談を行うとともに、進路指導連絡協議会を通じて特別支援学校*、小・中学校の特別支援学級、教育委員会等関係機関との連携に努め、支援の必要な子どもに対して、乳幼児期から成人期まで一貫した適切な支援ができるように対応します。	子ども相談室 子育て支援課

【用語解説】

* 療育

療は医療を、育は養育・保育・教育を意味し、障害のある乳幼児、児童に対して医学的な診断・評価・個別指導を行うこと。

* 副学籍

特別支援学校小・中学部在籍の児童・生徒が、居住地の小・中学校に副次的な籍をもち、学校行事や地域行事等の直接交流や、学校・学級便り、手紙の交換等の間接交流を通じて、居住地とのつながりの維持・継続を図る制度。

* スクールカウンセラー

臨床心理士等の専門家が、学校で児童・生徒の生活上の問題や悩み等の相談に応じ、指導・助言を行う。

* 特別支援学校

心身に障害のある児童・生徒に対し、幼稚園・小学校・中学校・高等学校に準じる教育を行い、また、障害による学習上や生活上の困難を克服するために必要な知識・技能等を養うことを目的とする学校。平成19年の学校教育法改正に伴い、盲学校・聾学校・養護学校は統合されて特別支援学校となった。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

現状と課題

- 障害者の自立には就労が重要であり、ハローワークや障害者総合支援センター等の関係機関と連携して、雇用及び就業機会の充実に向けて取り組む必要があります。
- 障害者の雇用促進のため、職業能力の開発や各種制度の活用、雇用主や一緒に働く人たちの障害への理解と協力が求められています。
- 障害者の安定した生活基盤をつくり、社会的自立を促進するためには、各種経済的な支援の充実に努める必要があります。

施策の方向

番号	施策	担当課
9-1	障害者総合支援センターや障害者就業・生活支援センター*、ハローワーク、特別支援学校等と連携し、一般就労や福祉的就労の機会拡大に努めるとともに、就労に関する支援体制の充実に努めます。	社会福祉課
9-2	各機関と連携を図り、市や市の関係機関において、障害者が就労の機会を得られるよう配慮します。	総務課
9-3	職業準備訓練等を実施する「長野障害者職業センター」や「上伊那圏域障がい者就業・生活支援センター」、地域の就労支援事業所*（就労移行・就労継続等）、農福連携、林福連携の周知と活用を図ります。	社会福祉課 農政課 耕地林務課
9-4	県の障がい者民間活用委託訓練事業や国の援助制度（トライアル雇用制度*・ジョブコーチ*による支援等）の周知に努めます。	社会福祉課
9-5	「障害者雇用促進法*」に定める法定雇用率*の周知を図るとともに、その達成について、事業主等に働きかけます。また、障害者の離職抑制につながる就労環境の整備について、事業主の理解を求めます。	商工振興課
9-6	「障害者優先調達推進法*」に基づき、障害者就労施設の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を進めます。	社会福祉課
9-7	就労支援事業所等での共同作業、共同販売の機会を増やすため、事業所間の連携促進と協力体制づくり及び工賃アップへの取組を支援します。	社会福祉課
9-8	重度心身障害児者を介護している家族に、介護慰労金を支給します。	社会福祉課
9-9	広報等により各種手当・年金等の周知を図ります。	社会福祉課

【用語解説】

* 障害者就業・生活支援センター

障害者の自立を目指し、就職先のあっせんや生活相談等を行う、厚生労働省に選ばれた民間施設。センターには障害者の雇用安定を図る専門職員と、生活支援のための職員が配置される。

*** 就労支援事業所**

障害者総合支援法に基づく就労支援のための施設。一般企業への就職が困難な障害者に就労機会を提供するとともに、生産活動を通じて、その知識と能力の向上に必要な訓練等の障害福祉サービスを提供することを目的としている。

*** トライアル雇用制度**

職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進し、早期就職の実現や雇用機会の創出を図る。

*** ジョブコーチ**

障害者が職場に対応できるよう、ジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向いて、障害者が仕事に適応するための支援等を行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障害を理解し配慮するための助言等を行う。

*** 障害者雇用促進法**

従業員の一定の割合（法定雇用率）を障害者とするよう企業等に義務づけた法律。身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があるため、長期にわたり、職業生活に相当の制限を受け、または職業生活を営むことが著しく困難な者が対象。正式な法律名は「障害者の雇用の促進等に関する法律」

*** 法定雇用率**

民間企業、国、地方公共団体は、障害者雇用促進法に基づき、一定の割合に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

*** 障害者優先調達推進法**

障害者就労施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人等の公機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するための法律。正式な法律名は「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

現状と課題

- 心の豊かさを求めて、障害者の文化芸術活動が盛んになってきていますが、幅広い創作活動の一層の振興や、うるおいのある生活の実現に向けての支援が求められています。
- 競技スポーツを含めた障害者スポーツの振興を図るとともに、誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及が求められています。

施策の方向

番号	施策	担当課
10-1	長野県障がい者文化芸術祭*等へ作品を出展し、障害者の文化芸術活動を支援します。	社会福祉課
10-2	伊那市社会福祉協議会が受託・運営する「地域活動支援センター*」において、支援の必要な障害者の創作活動・軽スポーツ・交流活動等の場を提供します。	社会福祉課 社会福祉協議会
10-3	上伊那地区障がい者スポーツ大会*、長野県障がい者スポーツ大会*等各種大会やスポーツ教室、レクリエーション大会等への参加を積極的に呼びかけ、障害者が気軽に楽しめるニュースポーツ*の普及を図ります。	社会福祉課

【用語解説】

* 長野県障がい者文化芸術祭

障害者の文化芸術の振興と社会参加を図るため、文化芸術活動の成果を発表し、障害のある人もない人も共にふれあうことを目的に、長野県等の主催で毎年9月に開催している。

* 地域活動支援センター

障害者に対して、創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図る等、障害のある人の自立した地域生活を支援する場。

* 上伊那地区障がい者スポーツ大会

伊那市、駒ヶ根市及び上伊那郡に居住する障害者が、スポーツを通じて自立と社会参加の促進を目指すとともに、地域住民の障害者に対する理解を深めることを目的に、伊那市総合運動場を会場に開催されるスポーツ大会。

* 長野県障がい者スポーツ大会

毎年9月に開催する県内最大規模の障害者スポーツの大会。翌年の全国大会出場選手の選考会を兼ねている。

* ニュースポーツ

フライングディスク、グランドゴルフ等、特別な練習をしなくても誰もが楽しめる新しいスポーツのこと。

第3章 具体的な目標

達成目標

計画期間（R10（2028）年度まで）

達成目標を次のとおり設定し、その実現をめざします。

施策の方向 番号	内容	現状値 R4 (2022)	目標値 R10 (2028)	現状値との 対比
2-15	放置自転車撤去回数	4回	4回以上	0%増加
3-1	手話通訳奉仕員講座受講者数 要約筆記講座受講者数 点訳講座受講者数 音訳講座受講者数 (延べ人数)	7人 22人 9人 30人	45人 40人 30人 60人	6.4倍 1.8倍 3.3倍 2.0倍
3-6	登録制メール登録者数 防災アプリ登録者数	26,448件 R6年4月から運用開始	28,000件 10,000件	6%増加 皆増
4-2	障害者施設及び関係団体等への 防災お出かけ講座等の実施件数	3件	10件	3.3倍
4-5	災害時住民支え合いマップ作成 または改訂	109地区	138地区	27%増加
5-3	小中高校での福祉教育 (延べ)	92回	100回	9%増加
6-5	「産前学級」への 初妊婦参加率	76.6%	90%	17%増加
9-2	市の障害者雇用率の達成 市長事務部局 教育委員会部局	2.62% 2.25%	3.0% 2.9%	15%増加 29%増加
9-5	法定雇用率達成事業所の割合 (常時43.5人以上を雇用する事業所)	55.9%	60%	7%増加
9-6	市の障害者就労施設等からの物品・役務の調達額	1,905,467円	2,746,000円	44%増加
10-1	障害者文化芸術祭等への出展者数	6人	10人	67%増加
10-3	上伊那地区障がい者スポーツ大会への参加者数（全体）	R4 中止 R5 124人	200人	61%増加

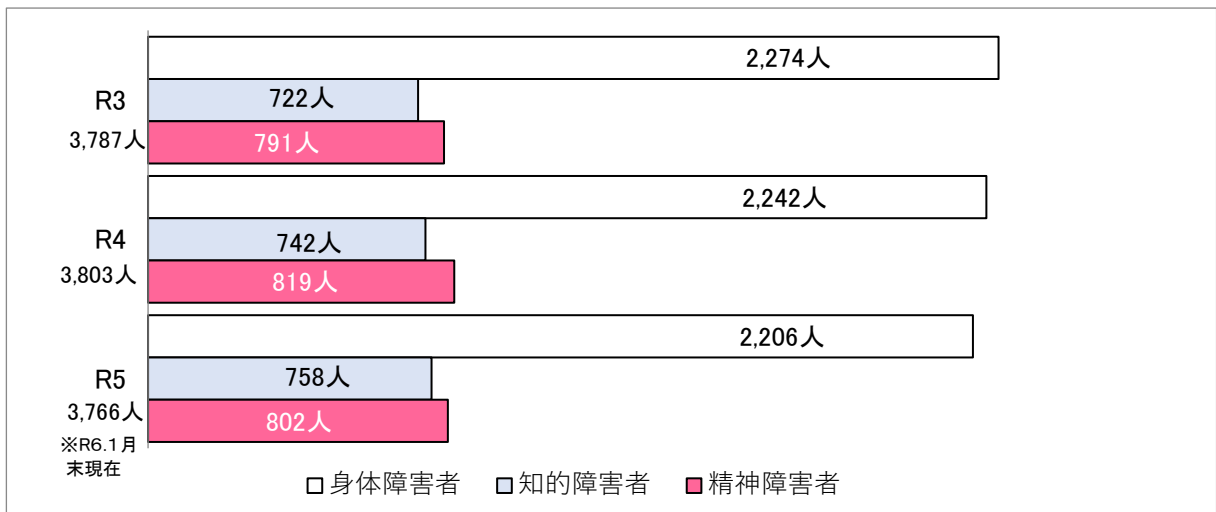
第4章 資料

1 伊那市の障害者の状況

1 伊那市の障害者

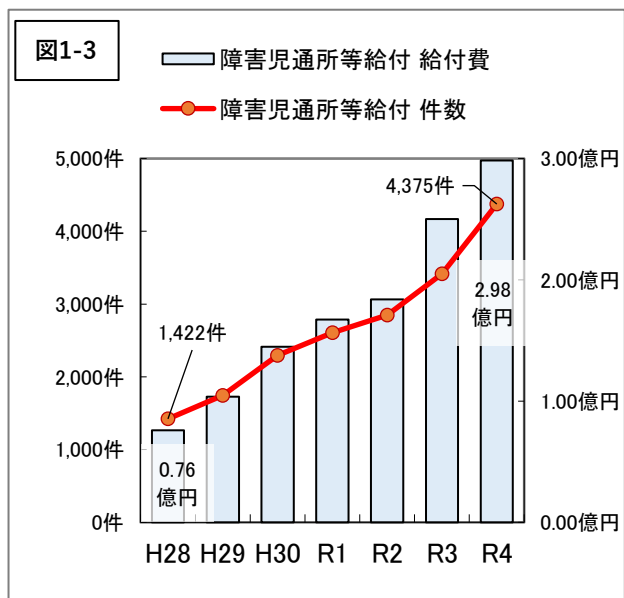
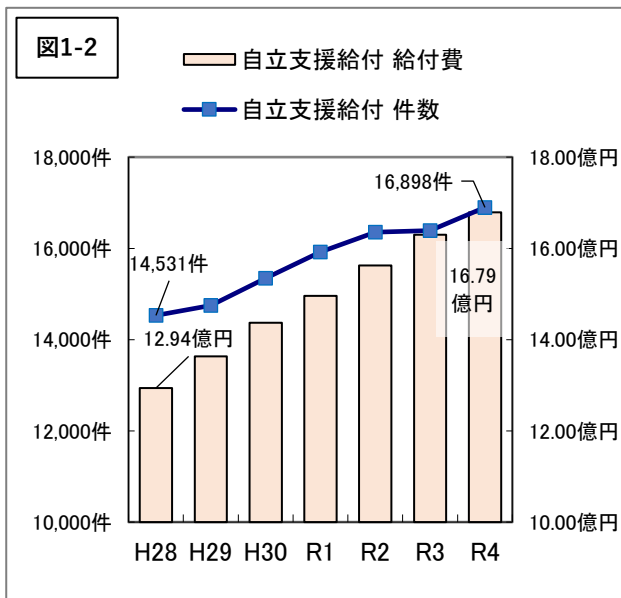
■伊那市の障害者数（図 1 - 1）

伊那市の障害者の数は、知的障害が増加しています。増加の要因としては、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと等が考えられます。



■伊那市の自立支援給付費等（図 1 - 2、1 - 3）

障害者への支援は自立支援給付、障害児通所等給付費が中心となっています。どちらも一貫して増加しており、令和4（2022）年度の実績は平成28（2016）年度実績比で、自立支援給付費が130%、障害児通所等給付費が392%となっています。

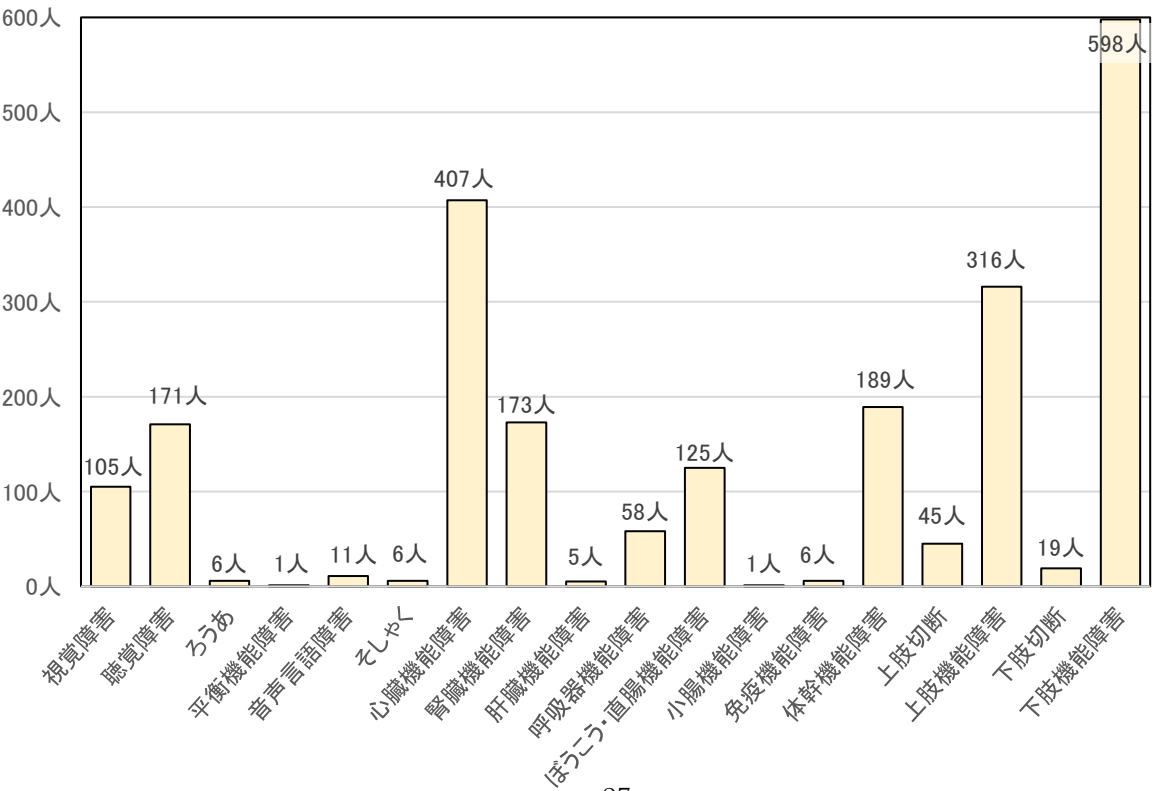


2 伊那市の身体障害者

■伊那市の障害者の内容別・等級別内訳（表2-1、図2-1）

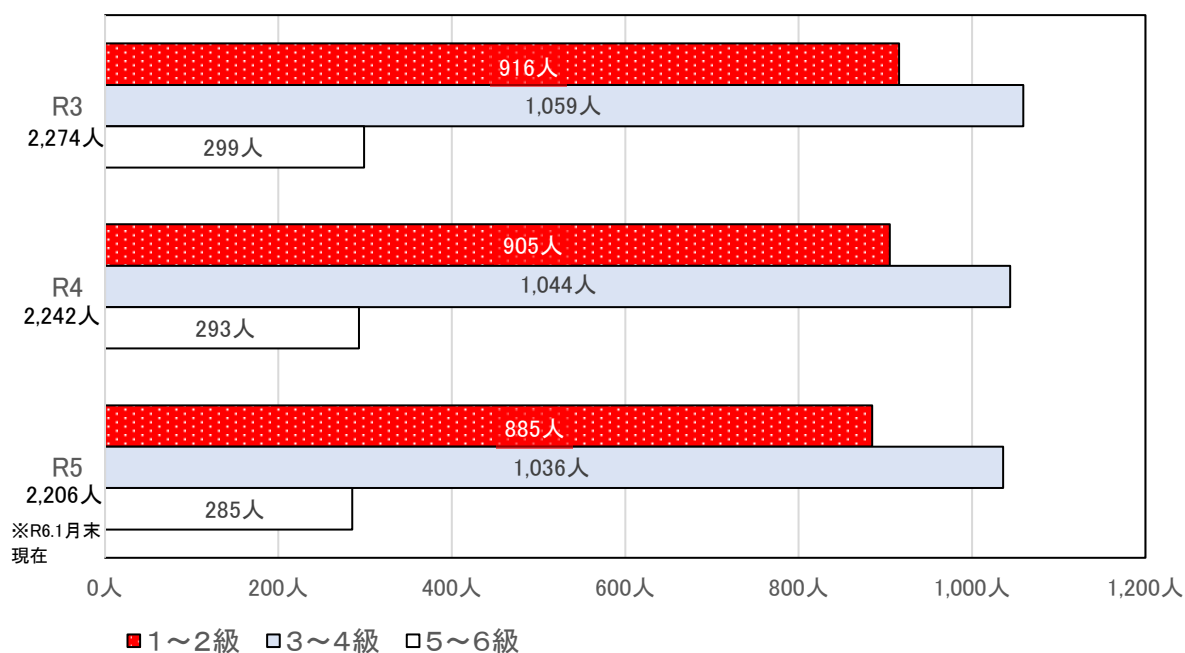
（令和5（2023）年3月31日現在）

等級別 障害別			1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害			30	35	10	11	13	6	105
聴覚障害				43	25	35		68	171
ろうあ			1	5					6
平衡機能障害					1		0		1
音声言語障害					8	3			11
そしゃく					2	4			6
心臓機能障害			270		83	54			407
腎臓機能障害			158		12	3			173
肝臓機能障害			5	0	0	0			5
呼吸器機能障害			18		36	4			58
ぼうこう・直腸機能障害			0		4	121			125
小腸機能障害			1		0	0			1
免疫機能障害			1	5	0	0			6
体幹機能障害			52	59	51		27		189
肢体不自由	上肢	切断	0	2	11	15	8	9	45
		機能障害	29	145	69	36	22	15	316
	下肢	切断	0	0	8	9	1	1	19
		機能障害	20	26	131	298	90	33	598
合計			585	320	451	593	161	132	2,242



■伊那市の身体障害者の障害等級別の推移（図2-2）

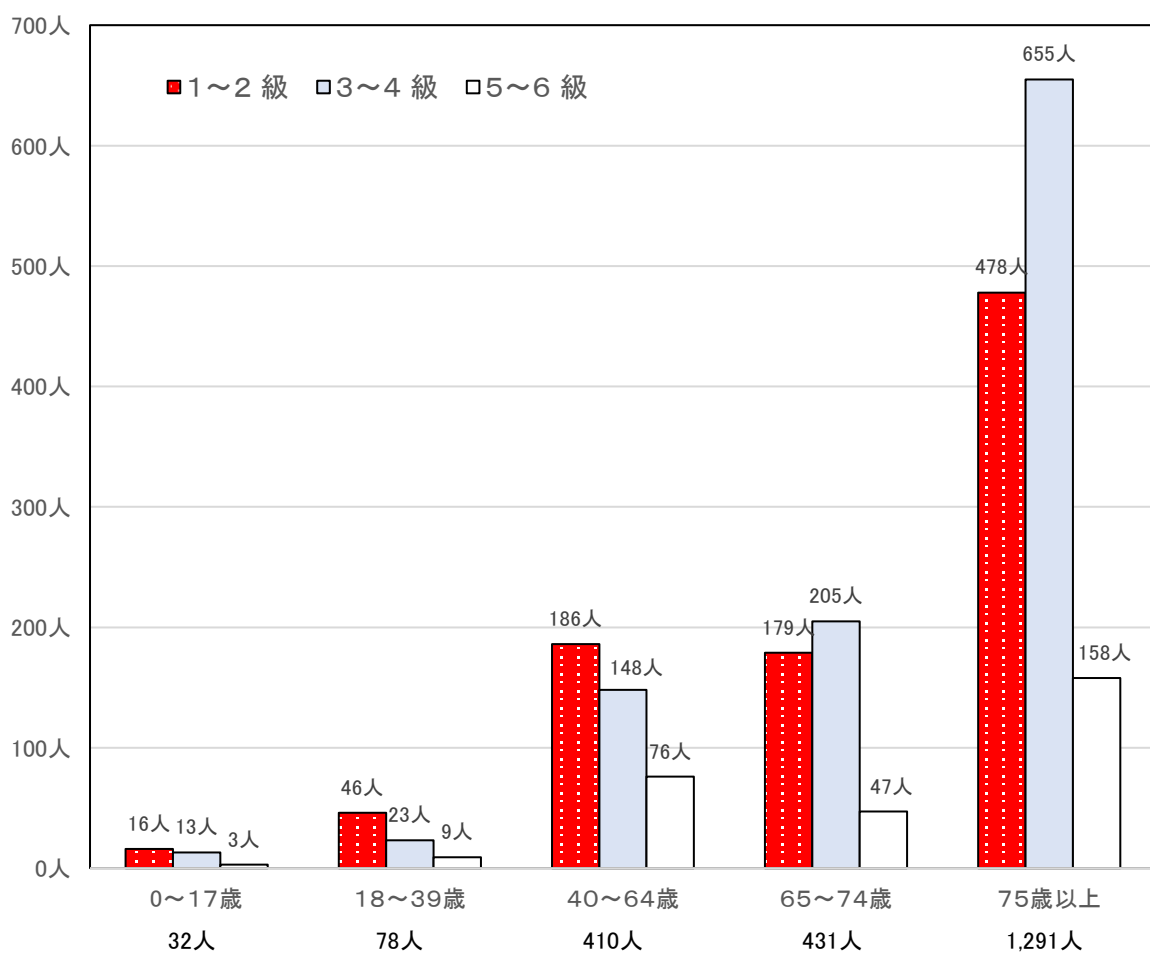
いずれの等級も減少しています。



■年齢による身体障害者の推移（図2-3）

年齢が上がるにつれ、手帳所持者が増加しています。58%が75歳以上の方です。

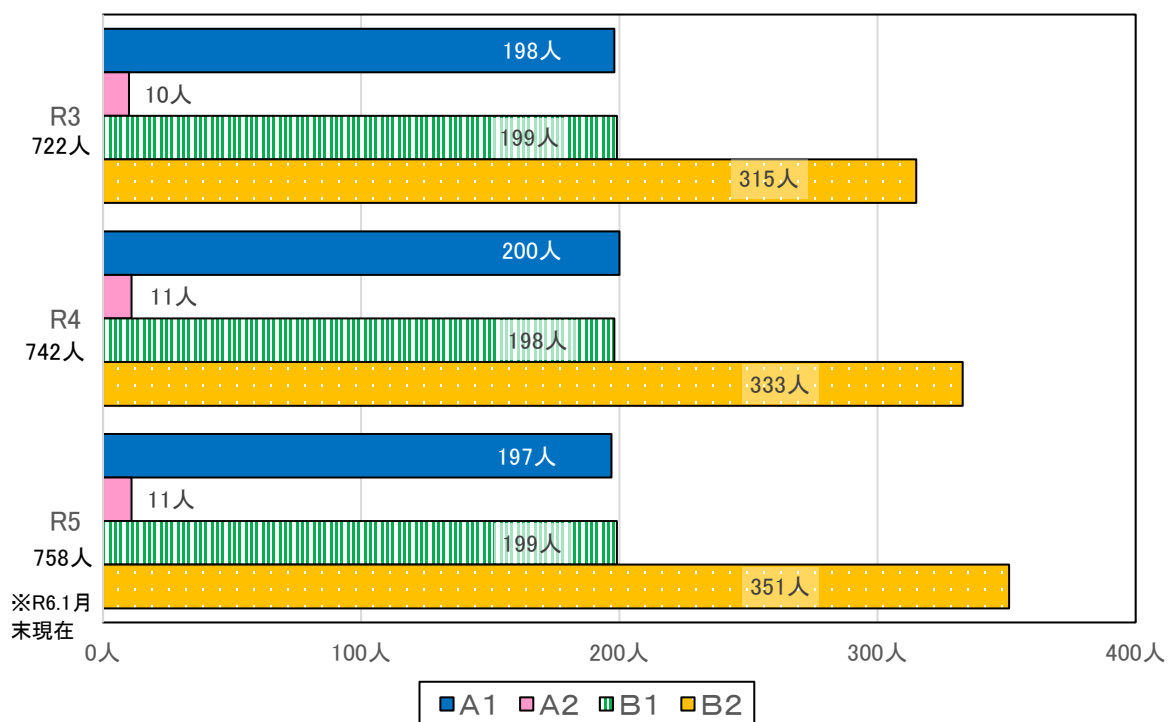
（令和5（2023）年3月31日現在）



3 伊那市の知的障害者

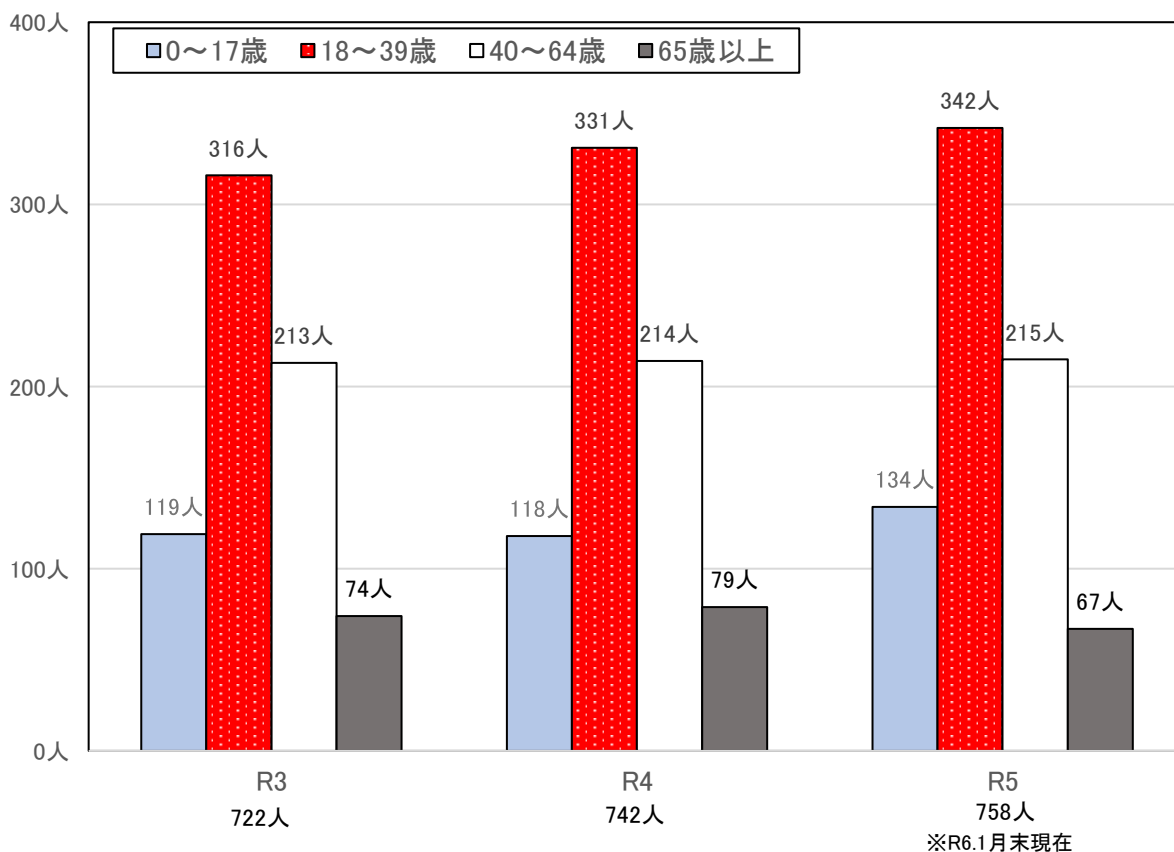
■伊那市の知的障害者の等級別推移（図3-1）

知的障害者は増加傾向にあります。また、B2の手帳の取得者が伸びている傾向がうかがえます。



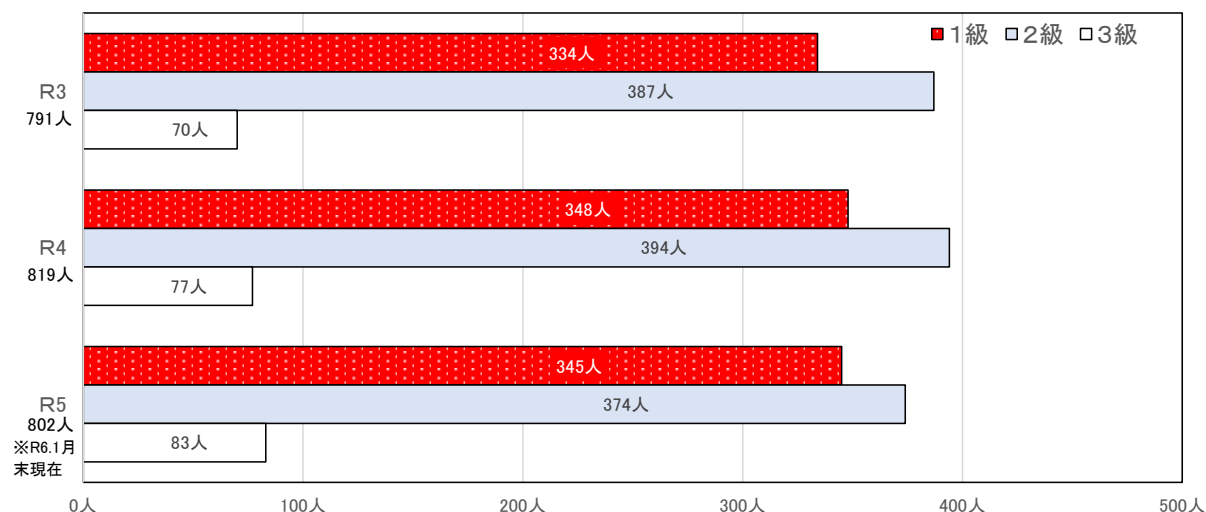
■伊那市の知的障害者の等級別推移（図3-2）

64歳までの年代で知的障害者の増加がみられます。



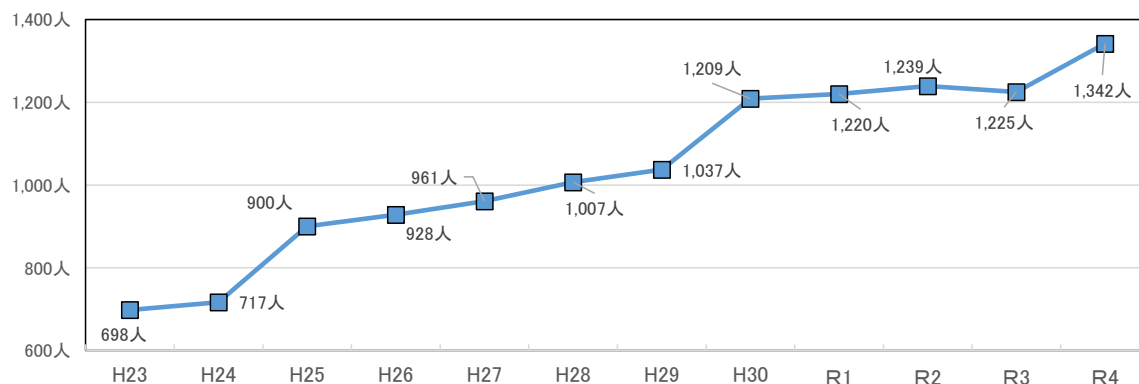
4 伊那市の精神障害者

■伊那市の精神障害者の等級別推移（図4-1）



■伊那市の精神障害者の精神通院公費負担（図4-2）

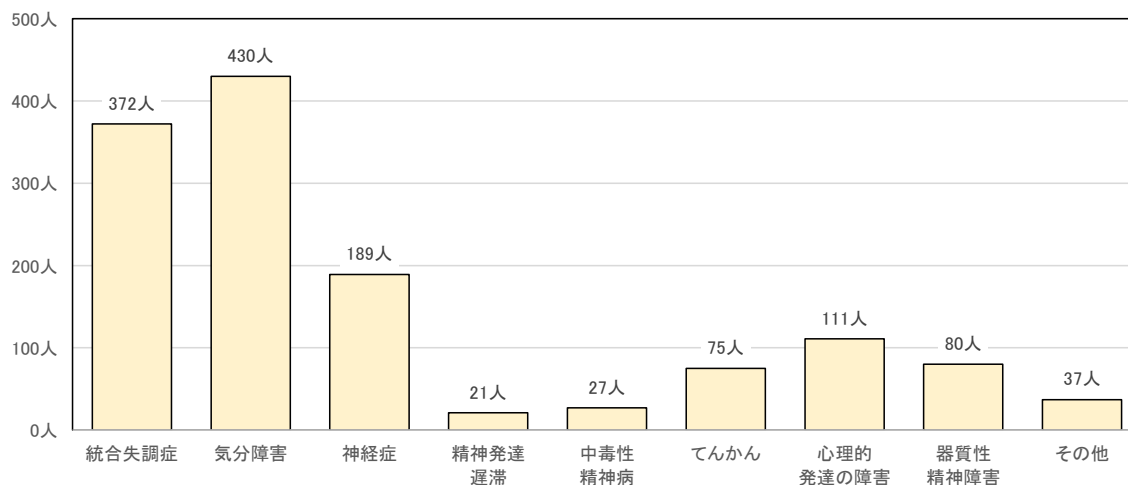
通院医療（精神通院）に要する費用の公費負担を受けている人の数の推移です。



■伊那市の精神通院公費負担医療形態別病名患者数（表4-1、図4-3）

（令和5(2023)年3月31日現在）

	統合失調症	気分障害	神経症	精神発達遅滞	中毒性精神病	てんかん	心理的発達の障害	器質性精神障害	その他	計
通院公費負担	372人	430人	189人	21人	27人	75人	111人	80人	37人	1,342人



2 伊那市障害者施策推進協議会要綱

平成18年3月31日
告示第68号

（設置）

第1条 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について、各分野における専門的な意見を求めるため、伊那市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（組織）

第2条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 障害者団体代表者
- （2） 保健・医療・福祉関係者
- （3） 識見を有する者
- （4） 関係機関等の職員
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

（補則）

第7条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月31日から施行する。

3 伊那市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬称略)

会長 中野 隆

副会長 塩原 敬治

区 分	団 体	職名等	代表者
障害者団体代表者	伊那市身体障害者福祉協会	会長	塩原 敬治
	伊那市手をつなぐ育成会	副会長	福沢 文子
	自助グループ こだま会 (上伊那精神障害者家族会)	代表	小池 昌子
	伊那市肢体不自由児者 父母の会	会長	中野 隆
保健・医療・福祉関係者	伊那市医師会	幹事	新井 顕
	伊那市社会福祉協議会	障害者サービス 係長	小嶋 早苗
	上伊那圏域障がい者総合 支援センター きらりあ	相談支援専門員	東松 多恵
	障害者支援施設 大萱の里	施設長	加納 秀一
	NPO法人 自立支援ネットいな	代表理事	菅野 明子
識見を有する者	伊那市民生児童委員協議会	西春近地区民児協 会長	北林 宏美
	伊那手話サークル	副会長	小林 由紀江
関係機関等の職員	長野労働局 伊那公共職業安定所	産業雇用情報官	林 陽一
	長野県伊那保健福祉事務所 福祉課	福祉第一係長	和田 一仁
	長野県伊那養護学校	進路指導主事	福澤 浩明

第4次伊那市障害者計画

令和6（2024）年3月 発行

編集・発行／伊那市 保健福祉部 社会福祉課

〒396-8617 長野県伊那市下新田 3050 番地

電話 0265-78-4111 内線 2314～2316

FAX 0265-78-5778

ホームページアドレス <http://www.inacity.jp/>

E-mail fuk@inacity.jp